

令和元年度 戦略的知財活用海外展開補助金 【公募要項】

【受付期間】

令和元年6月28日(金)～令和元年7月31日(水) (必着)

* 上記期間内に郵送(簡易書留)にて受付いたします。

【応募書類提出先及び問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

販路支援部 販路支援課 海外展開担当

< 受付時間: 10時～17時(土日祝日を除く) >

* 詳細は、P.12を参照ください。

応募にあたっては、本公募要項と「戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金実施要領(以下、実施要領といいます。)」をあわせてよくご確認のうえ、ご応募ください。実施要領などの関連資料は、中小機構ホームページからダウンロードできます。

<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/patent/index.html>

本補助金は特許庁の予算で実施しています。

令和元年6月

目 次

1.戦略的知財活用海外展開補助金について	p.3
1.1 事業の目的と概要	
1.2 支援内容	
1.3 支援内容に関する注意事項	
2.補助率・補助対象経費・補助上限額など	p.5
2.1 補助率・補助対象経費・補助上限額	
2.2 補助対象経費に関する注意事項	
3.応募手続き	p.7
3.1 対象・要件	
3.2 応募書類	
3.3 応募方法	
3.4 受付期間	
3.5 採択予定数	
3.6 応募にあたっての注意事項等	
4.審査方法・基準	p.11
4.1 審査方法	
4.2 審査基準	
4.3 審査結果	
4.4 採択後の留意点	
5.応募先及び問い合わせ先	p.12
6.その他	p.12
6.1 個人情報及び機密情報の取り扱い	
6.2 WEB 会議システムの活用	

1. 戦略的知財活用海外展開補助金について

1.1 事業の目的と概要

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることには容易ではありません。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していく必要があります。

「戦略的知財活用海外展開補助金(以下、本補助金といいます。)」では、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、知財、海外ビジネス等の各分野の専門家が、戦略策定や課題解決に係るコンサルティングを複数年にわたり行います。

また、権利化までに時間を要する海外での特許権の出願等の費用(例:国内外応答費用等)について、複数年にわたり資金助成を行い、優れた技術・製品を保有する意欲ある中小企業の知財を活用した海外展開を支援します。

1.2 支援内容

本補助金では、採択企業のPCT国際出願の段階や海外展開に応じて必要な支援を行います。

(1) 外国特許庁への出願等に要する経費の補助

先行技術調査費用、特許マップ作成費用、PCT国際出願関連費用、国内移行費用、国内外応答費用、代理人費用、翻訳費用、審査請求等に要する費用の1/2以内を毎年上限額の範囲で3年間にわたり補助します(日本国特許庁に支払う手数料は原則補助対象外)。

(2) 知財・海外展開に関する経営戦略策定、課題解決をそれぞれの専門家がチームとなって3年間にわたり伴走型でコンサルティング支援します。

(3) 海外現地調査旅費の補助及び専門家支援

支援対象企業の海外現地調査旅費の1/2以内を補助するとともに、準備段階から専門家が参画し、訪問先の選定やアポイント取得等をサポートします。また、実際の調査にも同行し、知財の観点での市場環境の調査やアドバイスを行なうとともに、帰国後の知財に関する事業計画のブラッシュアップまで支援します。

1.3 支援内容に関する注意事項

- (1) 本補助金による情報提供やアドバイスに関して、採択企業に損害が生じても、中小機構はその責任を一切負いません。すべて採択企業の責任で活用してください。
- (2) 中小機構は契約の交渉や取引先・関係機関との交渉の仲立ちはしません。
- (3) 海外現地において治安の急激な悪化など、渡航の安全を著しく損なう事象が発生した場合、また発生する可能性があるとして中小機構が判断した場合は、海外現地調査の延期又は中止をさせていただく場合があります(外務省渡航注意情報等の情報に基づき判断します)。
- (4) 刑事事件により告訴され、または国や地方公共団体などと係争等をしている場合、及び法令違反が発覚した場合は、採択後であっても支援を中止する場合があります。

2 補助率・補助対象経費・補助上限額など

2.1 補助率・補助対象経費・補助上限額

補助率は、2分の1以内です。

補助上限額は、420万円(3年間)です。

補助対象経費・経費区分・年度ごとの補助上限額は下表の通りです。

なお、補助金申請額及び交付決定額は千円未満切り捨てとします。

経費区分	補助対象経費	1カ年目 (令和元年度)	2カ年目 (令和2年度)	3カ年目 (令和3年度)	合計
出願等に要する経費	外国特許庁への出願等に要する経費 ・先行技術調査費用(特許マップ作成費用、知財に関する市場調査費用) ・PCT 国際出願に係る出願・補正・国際予備審査及び国内移行等の費用(注1) ・国内外応答費用、代理人費用、翻訳費用 ・その他各国における出願・審査に要する費用	100万円	150万円	150万円	400万円
海外現地調査旅費	海外現地への渡航調査に要する旅費 ・国内旅費、外国旅費(注2)、宿泊費	20万円	—	—	20万円

(注1)日本国特許庁へ支払う手数料は原則補助対象外(2.2 補助対象経費に関する注意事項(2)参照)

(注2)海外現地車両借上費は補助対象外

2.2 補助対象経費に関する注意事項

- (1) 補助金申請額及び交付決定額は千円未満切り捨てとします。
- (2) 下記の日本国特許庁への手数料は補助対象経費とすることができません。
 - ・ PCT国際出願における軽減制度の対象となる手数料
 - ・ 国際出願促進交付金制度の対象となる手数料
 - ・ 日本国特許庁が行う国際調査及び国際予備審査にかかる手数料

当該軽減制度と交付金は、日本特許庁で申請を受け付けておりますので是非ご活用ください。

【国際出願に係る手数料の軽減措置】

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

【国際出願促進交付金】

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

- (3) 本補助金で交付申請する同一の案件で、かつ同一の出願国について、国の予算で実施する他の助成制度等から重複して助成を受けられません。例えば、(独)日本貿易振興機構や全国の都道府県中小企業支援センター等が国の予算で実施する「外国出願補助金」と重複して助成を受けることはできません。
- (4) 海外現地調査旅費について、調査は令和元年度に1回実施することとします。補助対象調査期間は必要最小限とします。また補助対象となる企業担当者は原則1名とします。
- (5) 他の事業者と共同で出願を行う場合には、持分比率に応じた額(ただし、申請者が負担した額の範囲内)を補助対象経費とします。
- (6) 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等は補助対象経費とすることができません。
- (7) 証拠書類等によって金額や支出等が適正であることが確認できる必要がありますので必ず取得するとともに紛失しないよう保管してください。
- (8) 採択日以降に発生した経費であり、当該業務に使用したものとして明確に区分できるもののみが補助対象となります。
- (9) 出願等に要する経費及び海外現地調査旅費に係る補助金額については、交付決定額の範囲内において採択後に調整し、決定します。
- (10) 本補助金は、年度ごとの確定後に支払いとなります。各年度2月末までに採択企業から必要書類(原本)及び精算払請求書(実施要領様式第7)の提出を受け、中小機構が補助金額の確定を行った後にお支払します(必要書類(原本)は、中小機構でコピーをとった後に返却します)。補助金額の確定にあたり、中小機構の求める必要書類の確認ができない経費は補助対象外となる場合があります。

3. 応募手続き

3.1 対象・要件

応募ができる者は下記の(1)～(8)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 下表に該当する事業者(中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定された要件を満たす者)で、大企業(注1)が実質的に経営に参画していない者(みなし大企業(注2)でない者)。

業種(※)	資本金の額及び従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下又は300人以下
② 卸売業	1億円以下又は100人以下
③ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
④ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

※ゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下。

(注1)大企業とは上記以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合。
- 詳しくは下記中小企業庁のサイトをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

(注2)「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

- (2) 既に日本特許庁に行っている出願があり、PCT国際出願ルートで、期限内に外国特許庁へ同一内容の出願を予定していること(PCT国際出願済みの場合も申請可)。なお、ダイレクトPCT出願の場合は、出願時に日本国を指定国に含み、期限内に日本特許庁へ出願を行うこと。

- (3) 本補助金の交付を受ける外国出願、基礎となる国内出願とPCT国際出願の出願人名義が同一であること。

- (4) 本補助金の支援を受ける知財を活用し、海外で事業展開を計画していること。

- (5) 実施要領等で定める事項に基づく、書類提出について、出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られること、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること。
- (6) 支援中及び支援終了後、国及び中小機構等が求めるアンケートやヒアリング、事例集作成等の成果普及活動に協力すること。
- (7) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で中小機構に報告すること。
- (8) 中小機構反社会的勢力対応規程(規程 22 第 37 号)第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
(規程のリンク https://www.smrj.go.jp/doc/org/response_regulations.pdf)

3.2 応募書類

実施要領の様式第1戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金間接補助金交付申請書に加えて、以下の添付書類を提出してください。

	添 付 書 類 一 覧
法人	1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要(注1) 3. 役員等名簿(注2) 4. 直近3期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等 5. 基礎となる国内出願にかかる出願書類、応答書類・査定書類(注3) 6. PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書(注3) 7. 外国特許庁等への出願に関する経費、現地調査旅費に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 8. 先行技術調査等の結果(注5) 9. 共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項

個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票(マイナンバーの記載がないもの)の写し 2. 事業者の概要(注1) 3. 役員等名簿(注2) 4. 直近3年分の確定申告書の控え等 5. 基礎となる国内出願にかかる出願書類、応答書類・査定書類(注3) 6. PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書(注3) 7. 外国特許庁等への出願に関する経費、現地調査旅費に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)(注4) 8. 先行技術調査等の結果(注5) 9. 共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
-------	--

(注1)法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレット等による代用が可能。

(注2)「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注3)未出願・未発行の場合は不要。

(注4)「見積書等(写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。

また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額」における支払い先ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

(注5)「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写しによる代用が可能。

3.3 応募方法

先述「3.2 応募書類」で定める書類を「5.応募先及び問い合わせ先」宛てに簡易書留にてご送付ください。同封する申請書類はホチキス止めやインデックス付けは行わないでください。なお、封筒には「戦略的知財活用海外展開補助金 応募書類在中」と朱記してください。

また、応募の意思が固まった時点で、下記の内容をメールにてご送付ください。

メール締切:令和元年7月22日(月)

* 応募書類の送付は「3.4 受付期間」をご参照ください。

送信先:patent-hanro@smrj.go.jp

記載内容:

(1)メール件名:【申請する出願の技術分野について】

(2)本文:貴社名

(3)本文:本補助金で申請する出願に係る技術分野

(申請する出願が複数ある場合は全て記載してください。技術分野については、特許庁審査部担当技術の概要(以下リンク先)に記載の「主な技術分野」をご参考にしてください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/ipc/document/gijutugie/bunya.pdf>)

3.4 受付期間

開 始:令和元年6月28日(金)

締 切:令和元年7月31日(水)(必着)

3.5 採択予定数

10社程度を予定しています。

ただし、予算、申請状況に応じて変更する事があります。

3.6 応募にあたっての注意事項等

- (1)応募書類の内容を確認するため、電話・面談等によるヒアリングをさせていただく場合があります。
- (2)提出された応募書類及び添付書類等は審査結果に関わらず返却しません。
- (3)申請内容及び本補助金で作成する資料等については、特許庁及び審査委員会等の審査構成メンバーに共有します。

(4) 応募書類の内容に虚偽があった場合、採択後であっても支援を中止する場合があります。

4. 審査方法・基準

4.1 審査方法

応募書類にて応募要件、海外展開の準備状況等を書面審査(必要に応じ電話または面談)します。その後、書面審査を通過した案件について特許の出願内容や知的財産の活用状況等を審査し、外部有識者等で構成される審査委員会での審査を経て、採択決定します。なお、審査の過程で、追加で資料等の提示をお願いする場合があります。

4.2 審査基準

以下の基準に基づき、審査を行います。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 助成を希望する出願に関し、海外で当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。
- (3) 特許権に係る外国出願の権利取得や海外事業展開までに必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) その他中小機構が委員会の承認をもって別に定める審査基準。

4.3 審査結果

審査結果(採択・不採択)については、中小機構より書面にて通知します。通知の時期は令和元年9月上旬を予定しています。

* 不採択の理由等についてのお問い合わせには一切応じられません。あらかじめご了承ください。

4.4 採択後の留意点

申請された内容で審査を行い、採否を決定していますので、申請内容(出願予定国、出願内容等)は、原則として採択後の変更を認めていません。申請内容と外国出願内容が異なる場合、助成対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、あらかじめ中小機構の承認が必要になりますので、事前に中小機構へご連絡ください。

5. 応募先及び問い合わせ先

○応募先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 海外展開担当
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

○問い合わせ電話番号、メールアドレス

TEL:03-5470-1522

Mail:patent-hanro@smrj.go.jp

6. その他

6.1 個人情報及び機密情報の取り扱い

本補助金で中小機構が取得した個人情報及び機密事項等は、以下の目的以外に利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。また、企業情報等については、中小機構として、守秘義務が課せられていますので、関連諸規定に従い厳重に管理いたします。

- ・ 本補助金における審査、選考、事業管理のため
- ・ 実施要領第 20 条で定める外部公表のため
- ・ 本補助金実施期間中及び事業完了後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ・ 中小機構からの各種事業に関するお知らせのため
- ・ 本補助金の担当官庁経済産業省への情報提供のため

6.2 WEB会議システムの活用

本補助金では、支援中におけるアドバイザー面談にWEB会議システムを活用することがあります。あらかじめご了承ください。